

法令適用事前確認手続 回答書

令和8年9月9日

松本ハイランド農業協同組合
代表理事組合長 田中 均 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和8年7月9日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった2.(1)農産物の運搬については、運送の対価としての有償性がない場合に、(2)農薬・肥料等の資材の配送については、当該資材が農業協同組合によって調達されたものであり、かつ当該運送に運送の対価としての有償性がない場合には、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象とならないと考えられる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となる可能性があることに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

2.(1)の運送行為は、農業協同組合が、自身の所有する車両を用いて、組合員からの販売の委託を受けた農産物を卸売市場等に運送するものとされている。当該運送行為については、農業協同組合が自ら行う販売委託業務の一環として密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が販売委託業務の過程に包摂しているものと認められ、名目の如何にかかわ

らず運送の対価としての有償性がない場合には、法第3条の適用対象とならないと考えられる。

2.(2)の運送行為は、農業協同組合が、自身の所有する車両を用いて、購買事業の一環として農薬・肥料等の資材を組合員の倉庫等へ運送するものとされている。当該運送行為については、当該資材が農業協同組合によって調達され、農業協同組合が自ら行う購買事業の一環として密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が購買事業の過程に包摂しているものと認められ、名目の如何にかかわらず運送の対価としての有償性がない場合には、法第3条の適用対象とならないと考えられる。

なお、運送事業以外の事業に付帯して密接不可分のものとして行われるものであるかどうか、有償性を有するものであるかどうか等については、個々の事案ごとに判断することとなる。

個別具体のご相談については、運輸局及び運輸支局へお問い合わせください。